

Working Paper Series

「間接的に計測される金融仲介サービス」概念の検討

大森 徹

Working Paper 03-09

2003年7月

日本銀行調査統計局

〒100-8630 東京中央郵便局私書箱 203 号

(e-mail: tooru.oomori@boj.or.jp)

本論文の内容や意見は執筆者個人のものであり、日本銀行あるいは調査統計局の見解を示すものではありません。

「間接的に計測される金融仲介サービス」概念の検討*

大森 徹**

2003年7月

概 要

金融仲介機関の産出するサービスを国民経済計算に反映するために、93SNAにおいて「間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)」という概念が導入された。このFISIMの計測・配分手法については、1996年にEU統計局が提示した方針が国際的な基準となっている。このEU統計局が提示したFISIMの計測・配分手法をみると、93SNAにおけるFISIMと、EU統計局が提示した方針におけるFISIMでは、FISIMを産出する金融仲介機関の経済活動に対する認識が大きく変化していると考えられる。また、EU統計局方針におけるFISIMは、産出額の定義、FISIMデフレータの算出方法を考慮すると、貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと認識されていると考えられる。本稿での検討を踏まえると、FISIMは、金融論やマネーサプライの定義等に関する先行研究において想定されている金融仲介機関の供給するサービスとは異なっており、金融仲介機関の経済活動を「その経済実体に即して」認識・計測することに成功しているかという点に疑問が残る。このため、FISIMを国内総生産(GDP)に計上する場合、様々な角度から慎重な検討の積み重ねが必要であろう。また、FISIMのデフレータに使用される基礎データを、企業向けサービス価格指数(CSPI)における金融仲介機関の預金・貸出サービス価格として利用することには、理論的、実務的な問題があると考えられる。

* 本稿の作成にあたっては、作間逸雄教授(専修大学)、ならびに内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部の方々より有益なコメントを頂戴した。なお、本稿で示された意見、見解は、筆者個人に属し、日本銀行ならびに同調査統計局のものではない。また、本稿のあり得べき誤りは全て筆者個人に属する。

** 日本銀行調査統計局経済統計課 (E-mail: tooru.oomori@boj.or.jp)

1. はじめに

銀行業を含めた金融仲介機関の経済活動を、国民経済計算において、どのように認識するか、そしてそれをどのように計測するかという問題は、「国民所得 / 国民経済計算の研究の初期段階から遭遇し、認識されていた難問の 1 つ」(倉林 [1989]) であるとされる。すなわち、金融仲介機関においては、明示的に料金が課されず、預金および貸出の利鞘という形で間接的にサービス料金を徴収している場合が多く、こうした間接的なサービス料金を金融仲介機関の生産する付加価値として、どのように取り扱うべきかが長らく議論されてきた。

この「難問」に対して、国民経済計算の国際基準である「System of National Accounts 1993(以下、93SNA とする)」では、「間接的に計測される金融仲介サービス(Financial Intermediation Services Indirectly Measured、以下、FISIM とする)」という概念の導入を提言している。FISIM は、その総額が「金融仲介機関による受取財産所得総額マイナス支払利子総額」(93SNA、6.125)¹として定義され、「企業による中間消費、家計による最終消費または非居住者への輸出の 3 つ」(同)の用途に処分されたものとして記録されるべきとされている²。

93SNA における FISIM 概念の導入は、冒頭の「難問」に対する 1 つの答えと考えられるが、FISIM の産出額の計測や配分手法、名目産出額の実質化に必要なデフレータの作成手法といった実務的な問題の検討は、海外では主に EU 統計局(Eurostat)、日本では内閣府<旧経済企画庁>を中心に進められている。

FISIM の計測・配分手法については、1996 年に EU 統計局が提示した方針(以下、EU 統計局方針とする)が国際的な基準となっているが、これをみると、FISIM の名目産出額の定義、FISIM の計測対象となる金融資産・負債の範囲等について、

¹ なお、以下の引用は、特に断らない限り、93SNA の邦訳版である「1993 年改訂 国民経済計算の体系」に依拠している。

² 国内総支出には、一般政府、対家計民間非営利団体の FISIM の中間消費に相当する部分も結果的に計上されるが、これは、一般政府、対家計民間非営利団体の最終消費支出にこれらの部門に配分された FISIM の中間消費支出が計上されることによるものである。よって、一般政府、対家計民間非営利団体については、FISIM の中間消費支出額に相当する額が含まれたそれぞれのサービス産出を自己消費しているというのが正しい解釈という点に注意すべきである。すなわち、一般政府の最終消費支出は、政府サービスの産出額(中間投入 + 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税 + 雇用者報酬)から、政府の商品・非商品販売額を控除し、現物社会給付を加えた額として定義される。このため、中間投入に含まれる FISIM 消費額に相当する部分が結果的に一般政府の最終消費支出に計上される。同様に、対家計民間非営利団体の最終消費支出は産出額(中間投入 + 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税 + 雇用者報酬)から、商品・非商品販売額を控除した額として定義されるので、中間投入に含まれる FISIM 消費額に相当する部分が結果的に対家計民間非営利団体の最終消費支出に計上される。

重要な変更が加えられている。

そこで、本稿では、EU 統計局方針における FISIM の定義やその基本的な考え方を整理するとともに、EU 統計局方針における FISIM の内容をどのように理解すべきかを整理する。そのうえで、FISIM 概念に対する疑問、および一国の経済活動を把握するうえで重要な経済指標である国内総生産(GDP)へのインプリケーション、FISIM の価格測度の考え方と銀行業が産出するサービスの価格との関係や、日本銀行が作成・公表している企業向けサービス価格指数(以下、CSPI)へのインプリケーションを検討することとする。

本稿の構成は次のとおりである。2.では、EU 統計局を中心に検討されている FISIM の計測・配分手法において、93SNA における FISIM に対して重要な変更が加えられたと考えられる点を概観したうえで、その背景を検討し、併せて FISIM デフレーターに関する議論、および EU 統計局方針における FISIM に対する疑問を整理する。3.では、銀行業の経済活動に関する先行研究の中で、特にユーザーコスト・アプローチによる金融仲介機関のサービス産出額の計測手法と FISIM を比較・検討する。4.では、金融論や銀行業の経済活動に関する先行研究で想定されている銀行業の経済活動からみた場合の FISIM の問題点を検討し、その検討結果を基に、GDP、CSPI へのインプリケーションを整理する。5.は、まとめと今後の検討課題である。また、補論では EU 統計局方針における FISIM デフレーターの算出方法を整理している。

2. EU 統計局方針における FISIM 概念の検討

2.1. EU 統計局方針における FISIM の定義

ここでは、西沢[1996]、丸橋[1998]、中山[2001]を基に整理した EU 統計局方針による FISIM の計測・配分手法と 93SNA の FISIM に関する記述を基に、EU 統計局方針における FISIM が、93SNA の FISIM に対して重要な変更を加えたと考えられる点を整理してみよう。

93SNA の FISIM、EU 統計局方針による FISIM の定義等について整理したのが表 1 である³。

³ 表 1 では、93SNA が公表される以前の国民経済計算の国際基準である「A System of National Accounts」、いわゆる 68SNA における金融仲介サービスの取扱いである「帰属サービス料」の定義等も併せて整理している。

これをみると、EU 統計局方針における FISIM 産出額の定義が、93SNA の FISIM の産出額の定義から変更されていることがわかる。つまり、93SNA における FISIM 産出額の定義は「金融仲介機関の受取財産所得⁴マイナス支払利子」であるのに対して、EU 統計局方針における FISIM 産出額は、金融仲介機関による「貸出からの受取利子総額マイナス預金への支払利子総額(但し、貸出残高と預金残高の差額分については、参照利子率⁵で評価する)」(丸橋[1998])と定義されている⁶。

また、EU 統計局方針では、FISIM の計測対象となる金融資産・負債が金融仲介機関による貸出と預金に限定されている⁷。その理由としては、貸出と預金の金利のみが金融仲介機関によってコントロール可能であること、「株式を除く証券」に対する投資の場合、金融仲介機関はその購入・売却する証券の価格(その結果としての受取利子率または支払利子率)を決定することができないプライステイカーに過ぎないこと、「株式を除く証券」の発行による資金調達の場合、金融仲介機関は市場金利より低い金利で調達することができないこと、が挙げられている⁸。

なお、93SNA では、「自己資金の投資からの受取財産所得」は FISIM の計測対象から除外されているが、EU 統計局方針では、「自己資金による貸出からの受取利子」が FISIM の計測対象に含まれることとなった(図 1~2 参照)⁹。このよう

なお、日本の国民経済計算では、この「帰属サービス料」を「帰属利子」と称しているが、これは誤った用語であるとされる(作間[1984]を参照)。この点は「帰属利子」の英訳が「Imputed service charge」(経済企画庁<現在の内閣府>[1986])であることから明らかである。

⁴ 93SNA の財産所得には、利子、法人企業からの分配所得(a:配当、b:準法人企業所得からの引き出し)、海外直接投資の再投資収益、保険契約者に帰属する財産所得、土地および地下資源の賃貸料、が含まれている。しかし、金融仲介機関の産出するサービスの対象となる財産所得としては、主に ~ であり、と は含まれないと考えられる。

⁵ 93SNA における FISIM 概念において、その配分手法として用いられる参照利子率は「資金借り入れに伴う純粹費用 すなわち、リスクプレミアムを最大限取り除き、さらに、いかなる仲介サービスをも含まない率」と定義されている(93SNA、6.128)。一方、EU 統計局方針では、参照利子率として、金融仲介機関同士の預金・貸出の平均利回り(インターバンクレート)、金融仲介機関の平均貸付金利と平均預金金利の中間水準(単純平均または残高加重平均)、インターバンクレートと債券利子率の中間水準、の3案を提示している。

⁶ 具体的には、次の式に従って算出される。

FISIM 産出額 = 貸出からの受取利子総額 - 預金への支払利子総額 - {(貸出残高 - 預金残高) × 参照利子率}

⁷ 93SNA では、FISIM の計測対象となる金融資産・負債の範囲についての記述はないが、その定義が「金融仲介機関による受取財産所得総額マイナス支払利子総額」である以上、FISIM の計測対象となる金融資産は受取財産所得を発生させる金融資産すべてであり、同様に、対象となる金融負債は支払利子を発生させる金融負債すべてと考えられる(図 1 参照)。

⁸ なお、OECD では、EU 統計局における FISIM の対象範囲が、預金・貸出といった銀行業の伝統的な業務に限定されていることが、金融仲介機関の経済活動を過小評価しているのではないかとの問題意識に基づき、FISIM の対象範囲を拡張する方向での検討が進められている(Schreyer and Stauffer[2002])。

⁹ 93SNA と EU 統計局方針では、この他に、対象となる金融仲介機関に中央銀行を含むか、除外するかという

に、自己資金による貸出からの受取利子が FISIM の計測対象に含まれることになった背景には、FISIM を産出する金融仲介機関の経済活動に対する認識の変化があったと考えられるが、この点については次節で検討する。

2.2.FISIM を産出する経済活動に対する認識の変化

EU 統計局方針における FISIM の計測・配分手法において、93SNA の FISIM に対して、いくつかの点で重要な変更を行なった背景には、FISIM を産出する金融仲介機関の経済活動に対する認識の変化があるのではないだろうか。つまり、EU 統計局方針が前提としている FISIM を産出する金融仲介機関の経済活動に対する認識は、93SNA が前提としていた認識から大きく変化したのではないかと考えられる。

そもそも、93SNA において金融仲介活動とは「市場における金融取引に従事することで金融資産を取得することを目的として、自己勘定で負債を負う制度単位の生産活動」(93SNA、4.78)と定義されている。そして、金融仲介機関の役割は「貸し手から借り手へ資金を橋渡しする仲介を行なうこと」(同)であり、自己資金のみを貸し出す「貸し金業」、特に、93SNA においてその典型例として挙げられている「村の金貸し業者(village money lender)」は、その機能が「ある制度単位から他のグループへの資金の融通を促進することではない」(93SNA、6.134)ので、金融仲介活動を行っていないとされている¹⁰。これと同様に、金融仲介機関の自己資金による投資は「ある制度単位から他のグループへの資金の融通を促進する」金融仲介活動とはいえないので、自己資金による投資からの受取財産所得は FISIM の計測対象から除外されたと考えられる。

つまり、93SNA における FISIM を産出する経済活動は、市場で金融資産を取得すること、その金融資産の取得のための資金を自己勘定の負債として負うこと、の二つの活動を同時に行っていることであると考えてよいだろう。

この点を考慮すると、93SNA の FISIM は、「ある制度単位のグループから他のグループへの資金の融通を促進する」(93SNA、6.134)、あるいは「黒字主体と赤

点の取扱いも異なっているが、この点についての論点は極めて多岐にわたると考えられるので、本稿では検討対象には含まないことにする。

¹⁰ 一方、「自己勘定で負債を負って他に貸出するための資金を集める貸し金業」(93SNA、6.133)は、明らかに金融仲介活動を行っているとされている。

字主体の間に入り、金融仲介を円滑化・効率化する」(前多[1999])という意味での金融仲介機能によって産出されるサービスを定量化しようとするものとみることができる¹¹。

しかし、EU 統計局方針における FISIM は、金融仲介機関は、貸出の場合、貸出によって貸出先に対して(預金とは別の)サービスを提供しており、預金の場合、預金によって預金者に対して(貸出とは別の)サービスを提供しているという考え方に変化していると考えられる(Hill[1998])。そして、金融仲介機関が存在しない世界において、最終的な資金の貸し手と資金の借り手との間で資金が融通された場合に適用されたと考えられる「参照利子率」と、貸出からの受取利子率との差額が、貸出を通じて供給されたサービスの料金であり、参照利子率と預金への支払利子率との差額が、預金を通じて供給されたサービスの料金であると認識していると考えられる。この点を考慮すると、EU 統計局方針における FISIM は、93SNA の FISIM のように金融仲介機能によって産出されるサービスの定量化という内容を持つものではなく、貸出によって貸出先に供給されたサービス、預金によって預金者に供給されたサービスの定量化という内容を持つものであり、その中には、金融仲介機能によって産出されたサービスと、決済機能によって産出されたサービスが混在していると考えてよいであろう。このため、貸出の場合には、その資金調達方法が何かという点と切り離れた形で、貸出総額がすべて FISIM の計測対象となり、同様に、預金についても、その資金運用方法を問わず、預金総額が FISIM の計測対象となるという取扱いに変更されたと考えられる。この結果、「自己資金による貸出」も FISIM の計測対象に含まれることになり、「村の金貸し業者(village money lender)」は、EU 統計局方針における FISIM ではサービスの生産者として取り扱われる(Hill[1998])¹²。

なお、このような変更の結果として、仮に、計測対象範囲を貸出と預金に限定

¹¹ 銀行業やその他の金融仲介機関の負債である預金が、決済手段として広く利用されているという意味での決済機能は、93SNA における FISIM の対象とはなり得ないと考えられる。なぜならば、預金の決済機能は、預金の利便性を高めるものではあるが、預金という負債を負うこと自体は 93SNA のサービスの生産過程とはみなされないと考えられるからである。もっとも、預金が決済手段として利用される際に、何らかの手数料が課されている場合は、金融仲介機関が産出するサービスのうち、明示的に料金が課されているサービスの産出として認識されると考えられる。

¹² もっとも、この場合、金融仲介サービスの定量化とはいえないため、「間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)」という用語を使用することが適切かという点には疑問が残る。

したとしても、93SNA における FISIM 産出額、あるいは 68SNA における帰属利子額と、EU 統計局方針における FISIM 産出額は必ずしも一致しない点に注意が必要である¹³。

2.3. FISIM とサービスの品質の差異との関係

既にみたように、93SNA における FISIM は、その産出額が受取財産所得総額と支払利子総額の「差額」として定義されているので、産出された FISIM には、サービスの品質の差異を考慮する余地は存在せず、すべて同質的なサービスとして取り扱わざるを得ないと考えられる。

では、EU 統計局方針における FISIM の場合はどのように理解すべきであろうか。少なくとも、貸出と預金がそれぞれ別のサービスを供給しているという考え方からみると、貸出が供給しているサービスと、預金が供給しているサービスは質的に異なると考える余地がある。もっとも、貸出や預金が供給しているサービスが、貸出や預金の種類や期間などを細分化したレベルで質的に異なると認識されているかという点については、EU 統計局方針の FISIM 産出額の定義も基本的に貸出からの受取利子総額と預金への支払利子総額の「差額」を基礎としていること、EU 統計局方針における FISIM デフレータの算出手法をみると、受取利子総額と貸出残高から計算された受取利子率と参照利子率の差額、および参照利子率と支払利子総額と預金残高から計算された支払利子率の差額をベースにデフレータを計測していることから(詳細は後述)、貸出や預金が供給しているサービスは、貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと認識されていると考えられる。

2.4. FISIM デフレータについて

FISIM の産出額を実質化するために必要なデフレータをどのように算出するかという点について、93SNA 上明確な記述はないが、EU 統計局方針では、FISIM デフレータの算出方法が提示されている(詳細は補論参照)。その基本的な考え方

¹³ 中山[2001]では、この不一致部分を金融仲介機関による FISIM の自己消費と解釈しているが、むしろ、これは 93SNA と EU 統計局方針における FISIM 産出額の定義式の相違から生じるものと解釈すべきではないかと考えられる。

は、基準時点の貸出利鞘(受取利率と参照利率の差額)、および預金利鞘(参照利率と支払利率の差額)と、比較時点の貸出利鞘、預金利鞘、比較時点の GDP デフレーターで除した貸出・預金残高をベースとするものである。この場合の受取利率は、「受取利子総額 / 貸出残高」により計算された利率であり、支払利率は、「支払利子総額 / 預金残高」により計算された利率である。

さて、2.3.では、FISIM デフレータの算出方法に着目すると、FISIM は貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと認識されていると考えられることを指摘したが、この点を確認してみよう。

まず、受取利率、支払利率が、それぞれ受取利子総額と貸出残高、支払利子総額と預金残高から計算されている点を見ると、ここでの受取利率は貸出全体の平均利率、支払利率は預金全体の平均利率となっていると考えてよい。つまり、個別の貸出に適用される貸出金利の違いや、預金の期間、種類による利率の相違を考慮していないと考えてよいだろう。

さらに、FISIM デフレータが、93SNA の価格測度の条件、つまり、「異なる財貨やサービスの間では加算可能ではない」(93SNA、16.9)という財貨・サービスの同質性の条件を満たしており、経済的に意味を持たない「異なる財貨やサービスの価格の平均」でないとすれば、FISIM は貸出全体や預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと認識されていると考えざるを得ない。

2.5. EU 統計局方針に対する疑問

以上で整理したように、EU 統計局方針における FISIM では、93SNA における FISIM に重要な変更が加えられている。確かに、金融仲介機関の経済活動を適切に把握しようという観点からみれば、貸出と預金がそれぞれ何らかのサービスを供給しているという考え方自体は、93SNA の FISIM と比較すると、より適切な方向とみる余地はある。しかし、このような変更の結果、新たな問題が生じているのではないかと考えられる。

まず、非常に重要な論点として、93SNA の FISIM では、計測対象から除外される「自己資金の貸出」が、EU 統計局方針における FISIM では計測対象に含まれるという点について、SNA の「体系」との整合性という観点からみた場合、どのように考えるべきかという問題が挙げられる。自己資金を貸し出す場合は、資金

融通を促進していないので、このような貸出はサービスの「生産過程(process of production)」ではないとする 93SNA の考え方¹⁴と、貸出や預金がそれぞれサービスを提供しているという EU 統計局方針の考え方¹⁵では、FISIM を産出する経済活動の認識に大きな変化があったと考えられることは既述のとおりである。しかし、このようなサービスの「生産過程」に対する認識の変化が、SNA の「体系」全体に対してどのような影響を与えるのか、あるいは「体系」として統合的な解釈が可能なのかという問題が十分に検討されたのかという点には疑問が残る。

次に、金融仲介機関以外の部門の経済主体が貸出を行なった場合、FISIM の計測対象となるのかという問題がある。言い換えれば、金融仲介機関部門と、それ以外の部門の境界が不明確になったのではないかということである。

本来、93SNA における FISIM を産出する経済活動は、市場で金融資産を取得すること、その金融資産の取得のための資金を自己勘定の負債として負うこと、の二つの活動を同時に行うことであり、ある制度単位のグループから他のグループへの資金融通を促進しない「自己資金の貸出」はサービスの生産過程と認識されないことは既述のとおりである。この定義に従えば、非金融法人企業や一般政府による貸出や企業間信用等が、93SNA における FISIM の計測対象から除外されることに一定の根拠があるといえる。

しかし、EU 統計局方針では、貸出、預金がそれぞれサービスを提供していると認識する以上、金融仲介機関部門に含まれない経済主体であっても、貸出を行なう経済主体は、貸出を通じて何らかのサービスを提供していると考えerべきではないだろうか。例えば、93SNA では、金貸し業者が非法人金融企業である場合、金融機関部門にすら含まれないとされているのに対して、自己資金のみを貸し出す「村の金貸し業者(village money lender)」が、EU 統計局方針における FISIM の計測対象に含まれる(Hill[1998])のであれば、非金融法人企業や一般政府の貸出、

¹⁴ 原文では次のように記述されている。

「Some money lenders lend only their own funds. The activity of such small-scale money lenders, including many village money lenders, is not financial intermediation as they do not channel funds from one group of institutional units to another. Lending as such is not a process of production and the interest received from the lending of own funds cannot be identified with the value of any services produced.」(93SNA, 6.134)

¹⁵ Hill[1998]では、この点に関して以下のように述べている。

「The new position is that if banks produce services they must provide them to somebody. In other words, they must provide them to individual customers, to their borrowers independently from their depositors, so that even if loans are made without deposits being taken, services are still being produced.」

企業間信用も FISIM の計測対象に含まれるべきではないかという疑問が生じる¹⁶。

EU 統計局方針では、まず FISIM を産出する金融仲介機関とは何かを検討し、次に、FISIM 産出額の具体的な計測手法を検討するという手順になってはいるが、金融仲介機関以外の貸出を FISIM の計測対象から除外するという点について、その理論的な根拠をより明確にする必要があるのではないだろうか¹⁷。

また、FISIM が、貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと認識されていると考えられる点にも疑問が残る。貸出や預金がそれぞれサービスを供給しているとの考え方に立てば、種類や期間の異なる預金や貸出は、それぞれ質的に異なったサービスを供給しているという解釈も可能であろう(この点の詳細については後述参照)。

これらの問題点は、93SNA が改訂される段階で、議論が整理されるものと考えられるが、いずれにせよ、SNA の「体系」全体からみれば、そのごく一部分に過ぎないともいえる FISIM が、SNA の「体系」から大きく乖離しているのではないかとの印象は否めない。

3. FISIM 概念とユーザーコスト・アプローチとの関係

93SNA や EU 統計局方針による FISIM の計測・配分手法において、受取利子率と参照利子率、および参照利子率と支払利子率の差額を用いるという点に着目して、銀行業の生産性の分析等に用いられるユーザーコスト・アプローチとの共通性を強調する見解がある(例えば、Fixler and Zieschang[1998])。

ユーザーコスト・アプローチは、金融仲介機関の投入・産出構造の分析のためのフレームワークとして Hancock[1985]によって導入されたものである。

その基本的な考え方は、金融仲介機関の各金融資産・負債について、1 期間保

¹⁶ Hill[1998]には次のような記述がある。

「Economic units which make a business of lending have to be treated as providing services to their customers even if they are not intermediaries, despite the rather dogmatic assertion to the contrary in the SNA.」

¹⁷ 93SNA においては、「非法人金融企業が金融機関部門に分類されるのは、それが金融仲介機関あるいは金融補助機関として、かつ準法人とみなされる場合に限られる」(93SNA、4.82)とされているが、「村の金貸し業者」がこの条件を満たしているので、EU 統計局方針における FISIM の計測対象に含まれると考えるのは困難である。さらに、EU 統計局方針における FISIM は「金融仲介サービス」の定量化ではなく、貸出が供給するサービス、あるいは預金が供給するサービスの定量化に変更されていることを考えると、非金融法人企業や一般政府の貸出、企業間信用等が、93SNA の「金融仲介機関」部門による貸出ではないという点を根拠として FISIM の計測対象から除外することが妥当かという点については、より明確な説明が必要であろう。

有することのユーザーコスト(金融資産については純収益、金融負債については純費用)を導出し、それぞれの機会費用(opportunity cost of money)と比較して、各金融資産・負債が金融仲介機関の収入に対して、プラスに寄与している場合は産出、マイナスに寄与している場合は投入と振り分けるというものである¹⁸。つまり、金融資産の場合は、「金融資産のユーザーコスト > 機会費用」であれば産出、逆の場合は投入である。金融負債の場合は、「金融負債のユーザーコスト < 機会費用」であれば産出、逆であれば投入とされるというものである。

また、このユーザーコスト・アプローチを応用して、日本の金融仲介機関のサービス産出額を定量化した先行研究も存在する(長野[2002]、宇都宮[2003])。この計測手法の場合、まず、銀行業の各金融資産・負債の品質が一定とみなせるレベルまで細分化して、そのレベルでの個別の金融資産・負債のユーザーコストと、何らかの適当な機会費用との差額を導出して、それぞれを「金融的産出」と「金融的投入」に振り分ける。次に、「金融的産出」に振り分けられた金融資産・負債について、ユーザーコストと機会費用の差額をサービスの価格、金融資産・負債の残高をサービスの物量とみなして、各金融資産・負債のサービス産出額を計測して集計するものである。

93SNA や EU 統計局方針による FISIM の計測・配分手法と、ユーザーコスト・アプローチによる金融仲介機関のサービス産出額の計測手法を比較すると、金融資産・負債の受取利率・支払利率(=ユーザーコスト)と何らかの適当な「参照利率(=機会費用)」との差額をベースにして、金融仲介機関のサービス産出額を計測しようとする点は共通している。また、EU 統計局方針による FISIM の場合、貸出や預金がそれぞれサービスを供給していると考えている点で、ユーザーコスト・アプローチと共通しているとみることできる。

しかし、以下の点を考慮した場合、少なくとも 93SNA における FISIM の計測手法とユーザーコスト・アプローチによる金融仲介機関のサービス産出額の計測手法は、対象となるサービスの生産過程やその内容についての認識が全く異なっていると考えられる。

まず、93SNA における FISIM の場合、その生産過程は、市場で金融資産を取

¹⁸ ここでの投入、産出という用語は、産業連関表等で使用される実物的な投入・産出概念とは異なる点に注意が必要である。

得ること、その金融資産の取得のための資金を自己勘定の負債として負うこと、の二つの活動を同時に行っていることであり、単なる自己資金の貸出は93SNAにおけるFISIMの計測対象から除外される。また、93SNAにおけるFISIMは、その定義から、金融仲介機関の経済活動の中でも、金融仲介サービス産出額を定量化しようとするものであると考えられる。

一方、ユーザーコスト・アプローチによる金融仲介機関のサービス産出額の計測手法の場合、計測対象となる個別の金融資産・負債が、それぞれサービスを産出していると認識しているため、個別の金融資産を取得すること、あるいは個別の金融負債を負うこと自体がサービスの生産過程であると考えられる。また、この手法による金融仲介機関のサービス産出額は、基本的には「金融的産出」に振り分けられた金融資産・負債のユーザーコストと機会費用の差額をサービスの価格、その残高をサービスの物量とみなして、各金融資産・負債のサービス産出額を計測・集計したものであり、そのサービスが金融仲介機能に由来するか、あるいは決済機能に由来するかといった点は考慮されていない。

以上から明らかなように、93SNAのFISIMの計測手法と、ユーザーコスト・アプローチによる金融仲介機関のサービス産出額の計測手法では、そもそもサービスの生産過程の認識が異なっており、後者は、93SNAではサービスの生産過程ではないとされる経済活動をサービスの生産過程と認識していることになる。また、93SNAにおけるFISIMは、金融仲介機関の機能の中でも金融仲介機能によって産出された「金融仲介サービス」の定量化を目的としていると考えられるのに対して、ユーザーコスト・アプローチによって定量化されるのは、「金融仲介機関の産出するサービス」であり、そこには金融仲介機能や決済機能によって産出されたサービスが混在していると考えられる¹⁹。

次に、EU統計局方針におけるFISIMの計測手法と、ユーザーコスト・アプローチによる金融仲介サービス産出額の計測手法を比較してみよう。

EU統計局方針におけるFISIMの計測手法では、93SNAにおけるFISIMとは異なり、貸出と預金がそれぞれサービスを供給していると認識していること、

¹⁹ ユーザーコスト・アプローチによって定量化した金融仲介機関のサービスの場合、金融仲介機能や決済機能が含まれる程度の差異が個別の金融資産・負債の産出するサービスの価格(ユーザーコストと機会費用の差額)に反映されていると考えられる。

定量化されたサービスには、金融仲介機能と決済機能が混在していると考えられることという点で、よりユーザーコスト・アプローチによる金融仲介サービス産出額の計測手法に近いとはいえる。

もっとも、EU 統計局方針における FISIM は、その定義や産出額の計測手法、FISIM のデフレータの算出方法等を見る限り、貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと考えられることは既述のとおりである。一方、ユーザーコスト・アプローチによって定量化された金融仲介機関のサービス産出額の場合、その計測手法を考慮すると、種類や期間等の異なった貸出や預金は、それぞれ質的に異なったサービスを産出していると認識していると考えられる。つまり、EU 統計局方針における FISIM と、ユーザーコスト・アプローチによって定量化された金融仲介機関のサービス産出額は、サービスの質的差異を、集計されたレベルで認識するか、あるいは個別の貸出、預金という細分化されたレベルで認識するかという点に違いがあると考えられる。

以上から、93SNA における FISIM、あるいは EU 統計局方針における FISIM とユーザーコスト・アプローチによって定量化された金融仲介機関のサービス産出額は、その生産過程やサービスの質的差異を認識する段階が異なっており、FISIM の計測手法とユーザーコスト・アプローチの共通性を強調する見解は、この点が考慮されていないのではないかと疑問が残る。

4. FISIM に対する批判と、GDP、CSPI へのインプリケーション

4.1. EU 統計局方針における FISIM に対する批判

これまでの検討から、EU 統計局方針における FISIM は、その産出額が、金融仲介機関による貸出からの受取利子総額と預金への支払利子総額の「差額」として定義されていること、FISIM 産出額は、貸出が供給しているサービスと、預金が供給しているサービスの合計として認識されていること、93SNA における FISIM が、金融仲介機能によって産出されるサービスの定量化と考えられるのに対して、EU 統計局方針における FISIM には、金融仲介機能によって産出されたサービスと決済機能によって産出されたサービスが混在しており、両者を区分していないと考えられること、FISIM の内容は、貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと認識されていると考えられること、が明ら

かになった。

しかし、特に、 の点、つまり、EU 統計局方針における FISIM は貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと認識されていると考えられる点は、金融論や狭義銀行制度論²⁰、銀行業の生産性分析あるいはマネーサプライの定義に関する先行研究における銀行業の経済活動や機能、あるいは預金・貸出が供給しているとされるサービスと比較した場合、かなり異なっているのではないだろうか。

例えば、前多[1999]は、狭義銀行制度に関する議論において、銀行の負債である預金が決済手段として利用されているという意味での決済機能と、資金余剰主体から資金不足主体への資金移転の効率化を図る金融仲介機能は、基本的に別のものであると考えられることを指摘している。また、大森・中島[2000]では、銀行業が決済機能と金融仲介機能という二つの機能を「兼営」しているとの観点から、両者を「兼営」することの「範囲の経済性」について検討している。つまり、これらの先行研究では、金融仲介機能は、決済機能と金融仲介機能という質的に異なった機能を有しており、金融仲介機能が産出するサービスは、その機能に応じて質的に異なるサービスが含まれると考えている²¹。

確かに、貸出や預金のうち、どれが決済機能により供給されたサービスであり、どれが金融仲介機能により供給されたサービスかを厳密に分離することは困難であるが、ディビジア・マネーサプライ指標の考え方²²や、ユーザーコスト・アプローチの考え方を踏まえると、両者が含まれる程度の相違が、預金の利子率の差や貸出利子率の差として反映されていると考えることができる。つまり、個別の預金や貸出が供給するサービスの質的な差異を認識しないということは、金融仲介機関の実際の経済活動における個別の預金や貸出の機能とそれらが供給するサ

²⁰ 前多[1999]は、現在の銀行業は決済機能と金融仲介機能の2つの機能を有していること、銀行が金融仲介に伴い資金の満期変換を行なって預金者の流動性リスクをプーリングすることで、資源配分の効率化しているが、その反面として常に銀行取り付けの可能性を内在していること、を指摘したうえで、狭義銀行制度論の本質は、現在の銀行業が有している金融仲介機能と決済機能を分離することにより、決済機能と金融仲介機能を兼備しているために生じるリスクから、決済システムをどのように保護するかという点にあるとしている。つまり、狭義銀行制度論では、現在の銀行業が決済機能と金融仲介機能の2つの異なった機能を有しているということが議論の前提となっていると考えられる。

²¹ 品質の違う自動車を異なる財貨として取り扱う 93SNA の考え方に従えば、決済機能に基づくサービスと金融仲介機能に基づくサービスを質的に異なったサービスとして取扱うことには妥当性がある。

²² ディビジア・マネーサプライ指標の考え方については、石田[1984]、石田・白川[1996]を参照されたい。

ービスの質的相違を反映していないほか、銀行業の複合的機能が十分反映されていないのではないかと批判が可能であろう。

4.2 GDP へのインプリケーション

そもそも、93SNA において FISIM 概念が導入された背景には、68SNA における金融仲介機関の経済活動の取扱い、すなわち、金融仲介機関の受取利子額と支払利子額の差額を「帰属サービス料」として認識し、全額を産業部門の中間消費に計上することに対して、一国の経済規模に占める金融機関部門のウエイトが非常に高い国(例えば、ルクセンブルグ、シンガポール)や金融大国(例えば、クウェート、サウジアラビア)から自国の GDP が過小評価されているとの主張があったとされる(Hill[1998]、西沢[1996]、丸橋[1998])。

確かに、93SNA において FISIM を導入することで、理論的にはこれらの国々の GDP の過小評価という問題の解決は図られたといえるかもしれない。しかし、これらの国々の FISIM 産出額、あるいは GDP に計上される FISIM の規模は、一国の経済規模に占める金融機関部門のウエイトや、金融資産の規模ではなく、預金残高と貸出残高の規模に大きく依存するのである²³。

例えば、これらの国々が、EU 統計局方針における FISIM の計測・配分手法を採用して、自国の FISIM を計測したと仮定しよう。この場合、自国の GDP に計上されるのは、FISIM の最終消費支出計上分、一般政府と対家計民間非営利団体の最終消費支出に計上されるこれらの部門による FISIM の中間消費相当分、および輸出計上分であり、FISIM の輸入分は控除される。

FISIM の計測対象は貸出と預金であるから、GDP に計上される FISIM の規模は、家計部門の預金と同部門に対する貸出(住宅ローンは除外される)、一般政府と対家計民間非営利団体からの預金と同部門に対する貸出(国債、地方債の引受けや保有は除外される)、および海外部門からの預金と同部門に対する貸出(債券投資は除外される)の規模、および海外への預金と海外からの借入の規模に大きく依存することになる。つまり、国内の余剰資金を海外の金融仲介機関に預金している場合や、海外の金融仲介機関から資金を借入していた場合は、FISIM の輸入が生じ

²³ 間接金融が中心の国と比較すると、直接金融市場が発達している国では、国全体で同規模の金融資産・負債を保有していたとしても、FISIM の規模は小さくなる。

ることから、その規模が大きい場合、理論的には GDP を減少させる方向に作用することもあり得ると考えられる²⁴。

また、FISIM の導入により GDP の過小評価問題の解決が図られたとしても、計測対象を貸出と預金に限定している点や、FISIM が貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと認識されている点を考慮すると、金融仲介機関の経済活動を適切に認識・計測することに成功しているかという点には疑問が残る。例えば、品質の異なる自動車を異なる財貨として取り扱う一方で、金融仲介機関が産出する FISIM は、個別の貸出や預金の期間や種類等の相違を考慮せずに、貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質なサービスとして取り扱うというのでは、両者の取扱いに大きな隔たりがあることは否めない。このため、FISIM を GDP に計上することによって、従来の GDP や GDP デフレータの動向にどのような影響を与えるか、GDP や GDP デフレータの持つ経済的意味が損なわれる可能性がないかという点については、十分な検討が必要であると考えられる。さらに、FISIM を計測して中間消費、最終消費、輸出等に計上する場合、所得の分配面にもその影響が及ぶことになるが、所得や消費、あるいは貯蓄の動向と、マクロ経済の動向との関係に対して、どのような影響があるのかという点についても、慎重な検討の積み重ねが必要であろう²⁵。

4.3 CSPI へのインプリケーション

既述のように、日本銀行では CSPI を作成・公表しているが、現在の CSPI では金融仲介機関のサービスのうち、明示的に料金が徴収されているサービスの価格のみが調査対象となっており、間接的に料金が徴収されていると考えられる預金・貸出に関するサービス価格は調査対象外となっている。このため、預金・貸出サービスの価格をどのように認識していくかという点が課題の一つとなっている。また、現行の CSPI は、産業連関表に基づいてウエイトデータを作成しており、産業連関表との整合性という観点からのみ考えた場合、EU 統計局方針にお

²⁴ なお、FISIM の輸入額の計測には、参照利子率としてどのような利子率を使用すべきかといった点や、国・地域別の受取利子額や支払利子額が利用可能かなどの実務的に困難な課題がある。

²⁵ 63SNA に準拠する以前の日本の旧国民所得統計においては、金融仲介機関の産出するサービスをすべて「帰属サービス」として預金者が消費するとして取り扱っていたとされる(作間[1984])。この取扱いに関して、作間[1996]では「旧国民所得統計当時の経験として、最終消費に配分された銀行の帰属サービスが記録された所得と貯蓄の変動をマクロ経済的に説明困難なものにしていたことを振り返る実務家も多い」と述べている。

ける FISIM の名目産出額をウエイトデータとして、FISIM デフレータの算出に使用する受取利率と参照利率の差額、および参照利率と支払利率の差額を、それぞれ貸出サービス、預金サービスの価格と認識したうえで、それを統合した預金・貸出サービス価格を計測して、CSPI に取り込むことが可能ではないかとみることにもできる。

現在のわが国の国民経済計算や産業連関表においては、手数料以外の金融仲介機関のサービス産出額の定義は、ほぼ 93SNA の FISIM の定義を踏襲するものであり、68SNA における帰属利子と同様に、「名目的な」産業部門によってすべて中間消費されたものとして取り扱われることになっている(中山[2001])。

既述のように、93SNA における FISIM と、EU 統計局方針における FISIM では、FISIM を産出するための金融仲介機関の経済活動に対する認識が大きく変化していると考えられるため、93SNA における FISIM と EU 統計局方針における FISIM は、理論的には同一の概念とみなすことはできないと考えられる。よって、EU 統計局方針における FISIM デフレータの算出に使用する受取利率と参照利率の差額、および参照利率と支払利率の差額を、それぞれ貸出サービス、預金サービスの価格と認識したり、両者を統合した預金・貸出サービス価格を計測する場合、現在のわが国の産業連関表での金融仲介機関のサービス産出額をウエイトデータとして使用することは、理論的な整合性の点で問題があるのではないかと考えられる。

次に、EU 統計局方針における FISIM が、わが国の国民経済計算や産業連関表に取り込まれた場合には、FISIM デフレータの算出に使用する受取利率と参照利率の差額、および参照利率と支払利率の差額を、それぞれ貸出サービス、預金サービスの価格と認識して、CSPI に取り込むことが可能ではないかとの指摘も考えられる。

この場合、貸出全体の平均受取利率と参照利率の差額を「貸出サービス価格」、参照利率と預金全体の平均支払利率の差額を「預金サービス価格」と認識していることは明らかである。しかし、このような手法で計測された「貸出サービス価格」、「預金サービス価格」が、SNA における「価格測度」概念と整合的であるためには、貸出が供給するサービス、預金が供給するサービスが、貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと認識されている

ことが前提となる。

CSPIの基本的な考え方は、対象となるサービスを「品目」レベルまで細分化したうえで、代表的なサービスを特定し、取引条件、調査先を一定として「品質一定」条件を満たしたサービス価格を調査・集計するというものである。このCSPIの基本的な考え方と、貸出や預金が供給するサービスが、貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的なサービスと認識するという考え方との間に整合性があるかという点には多いに疑問が残る。むしろ、種類や期間の違う預金、あるいは担保の有無や期間といった貸出条件の異なる貸出は、それぞれ異なったサービスを供給していると認識する方が、CSPIの基本的な考え方と整合的ではないだろうか。

以上の点を考慮すると、CSPIにおける銀行業の預金・貸出サービスの価格を、EU統計局方針におけるFISIMデフレータの算出に使用する基礎データ、つまり、貸出全体の平均受取利率と参照利率の差額、参照利率と預金全体の平均支払利率の差額を利用して間接的に計測することは、わが国の国民経済計算や産業連関表との整合性、貸出や預金が供給しているサービスに対する認識の相違という問題があるため、理論的、実務的観点からみて適当ではないと考えられる。

5. 結びにかえて

本稿では、金融仲介機関の経済活動を国民経済計算において認識・計測するために93SNAにおいて導入されたFISIM概念について、その定義や計測・配分手法に関するEU統計局方針が、93SNAにおけるFISIMの定義と計測・配分手法に対して変更を加えた点や、その背景にあると考えられるFISIMを産出する経済活動に対する93SNAとEU統計局方針の認識の変化を整理した。また、EU統計局方針におけるFISIMの定義や計測・配分手法や、FISIMデフレータの算出方法に着目すると、FISIMは、貸出サービス、預金サービスの合計であり、そのサービスの内容は貸出全体、預金全体という集計されたレベルで同質的と認識されていると考えられることを整理した。また、EU統計局方針の問題点として、EU統計局方針におけるFISIMを産出する経済活動に対する認識と、SNAの「体系」全体との整合性という点が十分に検討されているのかという点に疑問が残ること、金融仲介機関部門と他の部門の境界が不明確になったのではないかと考えられるこ

と等を挙げた。なお、EU 統計局方針における FISIM の計測・配分手法と、ユーザーコスト・アプローチによる金融仲介機関のサービス産出額の計測手法との共通性を強調する見解に対しては、両者を比較すると、産出されるサービスの生産過程や、その質的差異を認識する段階が異なっているという点が考慮されていないのではないかという点を指摘した。

そして、これらの検討結果を踏まえると、EU 統計局方針における FISIM は、金融論や狭義銀行制度論、銀行業の生産性分析あるいはマネーサプライの定義に関する先行研究において考えられている金融仲介機関の供給するサービスとは異なっており、金融仲介機関の経済活動を「その経済実体に即して」認識・計測することに成功しているといえるかという点に疑問が残ることを整理した。そのうえで、一国の経済活動を把握するための重要な経済指標である国内総生産(GDP)に、FISIM を計上するに際しては、所得の分配面への影響等も含めて、様々な角度から慎重な検討の積み重ねが必要と考えられること、FISIM デフレータの算出方法で使用される基礎データを、CSPI における銀行業の預金・貸出サービス価格として利用することには理論的、実務的にみて問題があることを指摘した。

本稿での検討を通じて明らかになった FISIM の問題点は、国民経済計算の体系において、金融仲介機関の産出するサービスの内容、あるいはその生産活動をどのように定義していくかという点の再検討という非常に重要かつ根本的な問題に直結すると考えられる。

金融仲介機関の経済活動を「その経済実体に即して」認識・計測したうえで、国民経済計算の体系に取り込むためには、国民経済計算の分野のみならず、金融論、狭義銀行制度論、銀行業の生産性分析等の幅広い分野の研究実績を検討したうえで、一定のコンセンサスを得るために議論を深めていく必要があるだろう。

以上

EU 統計局方針による FISIM デフレータの算出方法について

EU 統計局方針では、t 期の FISIM の名目産出額、および実質産出額を以下のよ
うに定義している。

$$t \text{ 期の FISIM 名目産出額} = L_t \cdot (i_{L,t} - i_{R,t}) + D_t \cdot (i_{R,t} - i_{D,t}) \dots\dots$$

$$t \text{ 期の FISIM 実質産出額} = (L_t / P_{GDP}) \cdot \{(i_{L,t} - i_{R,t}) / P_L\} \\ + (D_t / P_{GDP}) \cdot \{(i_{R,t} - i_{D,t}) / P_D\} \dots$$

L_t : t 期末の貸出残高、 D_t : t 期末の預金残高、 P_{GDP} : t 期の GDP デフレータ

$i_{L,t}$: t 期の受取利率、 $i_{D,t}$: t 期の支払利率、 $i_{R,t}$: t 期の参照利率

$i_{L,0}$: 基準時点の受取利率、 $i_{D,0}$: 基準時点の支払利率

$i_{R,0}$: 基準時点の参照利率

$i_{L,t} - i_{R,t}$: t 期の貸出利鞘、 $i_{R,t} - i_{D,t}$: t 期の預金利鞘

$i_{L,0} - i_{R,0}$: 基準時点の貸出利鞘、 $i_{R,0} - i_{D,0}$: 基準時点の預金利鞘

P_L : 貸出利鞘デフレータ = $(i_{L,t} - i_{R,t}) / (i_{L,0} - i_{R,0})$

P_D : 預金利鞘デフレータ = $(i_{R,t} - i_{D,t}) / (i_{R,0} - i_{D,0})$

ここで、FISIM デフレータを、 P_{FISIM} とすると、 P_{FISIM} は / によって算出さ
れることになるが、式に貸出利鞘デフレータ、預金利鞘デフレータを代入する
と、以下のようになる。

$$= (L_t / P_{GDP}) \cdot \{(i_{L,t} - i_{R,t}) / (i_{L,t} - i_{R,t}) / (i_{L,0} - i_{R,0})\} \\ + (D_t / P_{GDP}) \cdot \{(i_{R,t} - i_{D,t}) / (i_{R,t} - i_{D,t}) / (i_{R,0} - i_{D,0})\} \\ = (L_t / P_{GDP}) \cdot \{(i_{L,t} - i_{R,t}) \cdot (i_{L,0} - i_{R,0}) / (i_{L,t} - i_{R,t})\} \\ + (D_t / P_{GDP}) \cdot \{(i_{R,t} - i_{D,t}) \cdot (i_{R,0} - i_{D,0}) / (i_{R,t} - i_{D,t})\} \\ = (L_t / P_{GDP}) \cdot (i_{L,0} - i_{R,0}) + (D_t / P_{GDP}) \cdot (i_{R,0} - i_{D,0}) \\ = \{L_t \cdot (i_{L,0} - i_{R,0}) + D_t \cdot (i_{R,0} - i_{D,0})\} / P_{GDP}$$

よって、 P_{FISIM} は、次の式により算出される。

$$P_{\text{FISIM}} = \{ L_t \cdot (i_{L,t} - i_{R,t}) + D_t \cdot (i_{R,t} - i_{D,t}) \} / [\{ L_t \cdot (i_{L,0} - i_{R,0}) + D_t \cdot (i_{R,0} - i_{D,0}) \} / P_{\text{GDP}}]$$
$$= \{ L_t \cdot (i_{L,t} - i_{R,t}) + D_t \cdot (i_{R,t} - i_{D,t}) \} \cdot P_{\text{GDP}} / \{ L_t \cdot (i_{L,0} - i_{R,0}) + D_t \cdot (i_{R,0} - i_{D,0}) \} \dots$$

ここで、式をみると、分子は t 期の FISIM 名目産出額に t 期の GDP デフレーターを乗じたものであり、分母は、t 期末の預金・貸出残高に基準時点の預金利鞘と貸出利鞘をそれぞれ乗じたものの合計である。つまり、EU 統計局方針による FISIM デフレーターは、当該期の FISIM 名目産出額と当該期末の預金・貸出残高、および基準時点の預金利鞘と貸出利鞘、当該期の GDP デフレーター²⁶により算出される。

以上

²⁶ この場合の GDP デフレーターは、FISIM を含まない GDP ベースで算出されていると考えられる点に注意が必要である。

参考文献

- 石田和彦、「Divisia Monetary Aggregates について」、『金融研究』第3巻第1号、日本銀行金融研究所、1984年
- 石田和彦・白川浩道、『マネーサプライと経済活動』、東洋経済新報社、1996年
- 宇都宮浄人、「預金取扱機関の金融仲介機能の定量化 - FISIM アプローチによる日米比較 -」、日本経済研究、No.47、日本経済研究センター、2003年
- 大森徹・中島隆信、「日本の銀行業における全要素生産性と仲介・決済サービス」、『金融研究』第19巻別冊第1号、日本銀行金融研究所、2000年
- 経済企画庁、『国民経済計算年報和英項目名対照表』、経済企画庁経済研究所、1986年
- 倉林義正、「SNAの成立と発展」、一橋大学経済研究叢書39、岩波書店、1989年
- 作間逸雄、「国民経済計算における帰属利子の取り扱いについて - その論点と対応 -」、『季刊国民経済計算』第65号、1984年
- 、「国民経済計算における1993年SNAの意義」、『専修大学社会科学年報』、第30号、1996年
- 長野哲平、「名目GDP推計における金融仲介サービスの計測法について」、『金融研究』第21巻別冊第1号、日本銀行金融研究所、2002年
- 中山裕之、「FISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)の推計手法案及び推計値分析」、『季刊国民経済計算』第126号、2001年
- 西沢正道、「間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)の計測に関する考察」、『季刊国民経済計算』第109号、1996年
- 前多康男、「情報技術革新と狭義銀行制度」、IMES Discussion Paper No. 99-J-32、日本銀行金融研究所、1999年
- 丸橋佳有、「間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)について」、『エコノミックリサーチ』創刊号、経済企画庁経済研究所、1998年
- Fixler, D.J., and Zieschang, K., “Economic Statistics and the Transmission of Monetary Policy to the Real Economy” mimeo, prepared for: Brookings Workshop on Measuring Banking Output, 1998.

Hancock, D, “The Financial firm: Production with Monetary and Nonmonetary Goods,”
Journal of Political Economy , 93, 1985, pp. 859-880.

Hill, P., “Interest in National Accounts” mimeo, prepared for: Brookings Workshop on
Measuring Banking Output, 1998.

Schreyer, Paul and Stauffer, Phillippe, “Measuring The Production of Financial
Corporations” paper presented at the 2002 OECD National Accounts Experts Meeting
[STD/NA(2002)19], 2002.

United Nation, *A System of National Accounts, Studies in Methods, Series F, No. 2, Rev.*
3, United Nations Publication, ST/STAT/SER, F/2/Rev. 3, New York 1968. (邦訳:「新
国民経済計算の体系 国際連合の新しい基準 」、経済企画庁経済研究所
国民所得部、1974 年)

, *System of National accounts 1993*, United Nations Publication,
ST/ESA/STAT/SER, F/2/Rev. 4, New York, 1993. (邦訳:「1993 年改訂 国民経済計
算の体系」、経済企画庁経済研究所国民所得部、1995 年)

93SNA、EU 統計局方針、68SNA における
金融仲介機関のサービス産出額の定義の比較

	93SNA の 「FISIM」概念	EU 統計局方針の 「FISIM」概念	68SNA の 「帰属サービス料」概念
定義	・金融仲介機関による受取財産所得と支払利子総額の差額 - 自己資金の投資からの受取財産所得を除く。	・金融仲介機関による貸出からの受取利子総額と預金への支払利子総額の差額(但し、貸出残高と預金残高の差額分については参照利子率で評価する) - 自己資金の貸出から受け取る利子を含む。	・「預金をもとにした貸出およびその他の投資から受領する財産所得」と「預金に対して支払う利息」の差額 - 自己資金の投資から受取る財産所得は除くべきだが、困難な場合はすべての受取財産所得を使用してもよい。
サービス産出額の取扱い	・企業による中間消費、家計による最終消費または非居住者への輸出という3つの用途に配分する。	・企業による中間消費、家計による最終消費または非居住者への輸出という3つの用途に配分する。	・名目的な産業部門を設けて、すべての「帰属サービス料」をこの名目的な産業の中間消費として取り扱う。
対象となる金融仲介機関	・金融仲介機関 - 中央銀行を含む。	・金融仲介機関 - 中央銀行を除く(中央銀行のサービス産出はコストの積み上げによって計測され、すべて金融仲介機関の中間消費として取り扱う)。	・銀行および類似の金融仲介機関 - 68SNA に明確な記述はないが、「銀行および類似の金融仲介機関」の対象範囲の記述から、中央銀行は除かれると考えられる。
対象金融資産	・財産所得を発生させる金融資産 - 自己資金の投資による金融資産を除く。	・貸出 - 自己資金による貸出を含む。	・貸出およびその他の投資 - 自己資金の投資による金融資産は対象外となるが、すべての受取財産所得を「帰属サービス料」の計算に使用する場合は、自己資金の投資による金融資産も対象となると考えられる。
対象金融負債	・支払利子を発生させる金融負債	・預金	・預金
対象金融資産・負債への配分方法	(a)現実の受取利子率・支払利子率と参照利子率の差額に基づいて配分する。 (b)金融資産・負債残高の総額、または適当な金融変数に対して比例的に配分する。	(a)現実の受取利子率・支払利子率と参照利子率の差額に基づいて配分する。	(68SNA の「帰属サービス料」は、計測の対象となった金融資産・負債に対する配分は行なわない)
FISIM 産出額(a)、配分額(b)の計算式	(a) 受取財産所得 - 支払利子総額 (b) { 受取財産所得 - (参照利子率 × 対象金融資産残高) } + { (参照利子率 × 対象金融負債残高) - 支払利子総額 } = 受取財産所得 - 支払利子総額 - {(対象金融資産残高 - 対象金融負債残高) × 参照利子率} 受取利子率 = 受取財産所得 / 対象金融資産残高 支払利子率 = 支払利子 / 対象金融負債残高	(a) 受取利子 - 支払利子 - {(貸出残高 - 預金残高) × 参照利子率} (b) { 貸出残高 × (受取利子率* - 参照利子率) } + { 預金残高 × (参照利子率 - 支払利子率**) } *受取利子率 = 受取利子 / 貸出残高 **支払利子率 = 支払利子 / 預金残高	(a) 受取財産所得 - 支払利子
参照利子率概念	・資金借入に伴う純粋費用 - リスクプレミアムを最大限取り除き、いかなる仲介サービスをも含まない率(インターバンク貸出レート、または中央銀行貸出レート等)。	(a)金融仲介機関同士の預金・貸出の平均利回り(インターバンクレート) (b)金融仲介機関の平均貸付金利と平均預金金利の中間水準(単純平均または残高加重平均) (c)インターバンクレートと債券利回りの中間水準	(68SNA の「帰属サービス料」には、参照利子率概念は存在しない)

93SNA の「FISIM」の計測対象となる
金融資産負債の範囲(概念図)

金融資産	金融負債
現金通貨	現金通貨
預金	
株式以外の証券	預金
貸出	株式以外の証券
株式およびその他の持分	借入
	株式およびその他の持分
その他の受取債権	その他の支払債務

注 1： 図の網掛け部分が 93SNA の FISIM の計測対象となる金融資産・負債の範囲。なお、FISIM の計測対象となる金融仲介機関には中央銀行を含むため、現金が負債側にも計上される。

注 2： 資産側は「受取財産所得が発生する金融資産(貸出、預金、株式以外の証券、株式およびその他の持分)」が対象となると考えられる。

注 3： 負債側は、「支払利子が発生する金融負債(預金、株式以外の証券、借入)」が対象となると考えられる。なお、「自己資金による投資」は FISIM の計測対象から除外される。この自己資金の定義について 93SNA 上明確な記述が存在しないが、「株式およびその他の持分」が該当すると考えられる。

EU 統計局方針による「FISIM」の計測対象
となる金融資産負債の範囲(概念図)

金融資産	金融負債
現金通貨	預金
預金	
貸出	株式以外の証券
株式以外の証券	借入
株式およびその他の持分	株式およびその他の持分
その他の受取債権	その他の支払債務

注 1: 図の網掛け部分が EU 統計局方針による FISIM の計測対象となる金融資産・負債の範囲。なお、FISIM の計測対象となる金融仲介機関に中央銀行を含まないため、負債側に現金は計上されない。

注 2: FISIM の計測対象となる金融資産・負債は、資産側は貸出、負債側は預金に限定される。